

令和3年度

町政執行方針

余市町

目 次

令和3年度町政執行の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	1～2
1. 暮らし続けたいまちへ	
2. 余市の魅力を確かな価値へ	
3. 共に創るまちへ	
令和3年度の主要施策・・・・・・・・・・・・・・・・	3～17
特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・	18～19
1. 介護保険特別会計	
2. 国民健康保険特別会計	
3. 後期高齢者医療特別会計	
4. 公共下水道特別会計	
企業会計	
水道事業会計・・・・・・・・・・・・・・・・	19
むすび・・・・・・・・・・・・・・・・	20

令和3年度町政執行の基本方針

令和3年余市町議会第1回定例会において、町政執行の基本方針と主要な諸施策ならびに私の所信を申し上げます。

町政の執行にあたりましては、議員各位をはじめ町民の皆様より温かいご理解とご支援をいただき、心から感謝申し上げます。

全世界で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、地域経済にも暗い影を落としています。行きたい場所に行けない、会いたい人に会えないなど、あらゆる場面で行動が制限され、従来の生活様式を続けることができない局面は、今後も長期化することが見込まれています。

余市町は、感染拡大防止に取り組みながら、町民の生活を最優先に守り、新しい生活様式への対応を慫慂してきております。変化するものだけが生き残る事ができる、まさにそのような時代が来たことを身をもって実感しているところです。

社会全体のデジタル化などの変化を的確にとらえ、ウィズコロナを前提としながらアフターコロナを見据えた施策を迅速かつ戦略的に推進していかなければなりません。

このような状況下で、令和3年度は、まずは新型コロナウイルス感染症との戦い・克服を主要な課題に設定し、ここに行政資源を投下する方針で進めてまいります。

他方で、これまで行ってきた積極的な財務状況の改善と町内の所得の向上に向けた取り組みは継続して行っており、令和3年度の町政執行にあたっては、引き続きこれまでの3本の柱である、「1.暮らし続けたいまちへ」、「2.余市の魅力を確かな価値へ」、「3.共に創るまちへ」を政策の基本とし、職員と一丸となって町民の負託に応え、「わくわくするよいち」をすべての人が実感できるようなまちづくりの実現に向けて全力を尽くしてまいりますので、各位におかれましては特段のご理解を賜りたいと存じます。

1. 暮らし続けたいまちへ

町民が安全・安心に暮らせるやさしいまちづくりを進めます。

- 生き生きと安心して暮らせるまちづくり
- 社会インフラのしっかりとしたまちづくり
- 災害に備えたまちづくり

2. 余市の魅力を確認な価値へ

余市の豊富な資源を生かし、その可能性と魅力を引き出すまちづくりを進めます。

- 一次産業の強みを生かしたまちづくり
- 魅力的な食資源を生かしたまちづくり
- 余市ブランドの価値を向上させるまちづくり

3. 共に創るまちへ

協働の理念のもと、町民と行政が連携して歩むまちづくりを進めます。

- 町民と協働するまちづくり
- 地域や民間などとの連携を積極的に進めるまちづくり
- 効果的・効率的な行政運営を進めるまちづくり

以上3本の柱をもとに、余市町の明るい未来に向けて、町民がわくわくするようなまちづくりを進めるため、以下の諸施策を推進します。

令和3年度の主要施策

1. 暮らし続けたいまちへ

◎子育て推進に関する施策

令和元年度に策定した「第2期余市町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、ニーズに応じた乳幼児期の教育・保育を推進し、子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業など、子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

また、幼児教育・保育の無償化による保育の需要等を注視するとともに、地域全体で子育てを支え、ゆとり・安心・たのしい子育てを実現すべく、子育てがしやすい環境の整備に努めます。

母子保健対策につきましては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、関係機関と連携を図りながら子育て世代包括支援センター機能の充実に努めます。

また、子どもを持つ親の経済的負担と、不妊治療や不育症治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため医療助成を実施するとともに、周産期医療においては、北後志地域6市町村の連携のもと、医療体制の充実に努めます。

児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応ができるよう「余市町要保護児童対策地域協議会」構成関係機関との連携を強化し、必要な対応を図るとともに、子どもが健やかに成長できる地域社会の構築に努めます。

◎保健に関する施策

町民が心身ともに健康で生き生きと暮らしていくためには、若い世代から健康に関心を持ち、食生活をはじめとする生活習慣の改善やこころのケアができるよう健康づくりを進めていく必要があります。

まず、第一に新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施に努めます。

他の、予防対策につきましては、感染症の拡大防止を図るため、定期予防接種対象者への勧奨とインフルエンザなどのワクチン接種にかかる助成を継続します。

余市町は子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルス感染症予防のため、公費によって接種できるワクチンの一つとしてHPVワクチンがあることを対象者へ積極的に情報提供することとします。

また、女性特有の乳がん検診や子宮頸がん検診につきましては、一定年齢の方々を対象とする検診料無料化を引き続き実施するとともに、30歳から45歳

までのHPVワクチン非接種女性に対し、希望すればHPV検査キットを提供することとします。

成人保健対策につきましては、「余市町健康づくり計画」に基づき、栄養・食生活・運動など生活習慣全般の改善を図るため、関係団体と連携し健康教室の開催や健康相談を実施します。

自殺予防につきましては、令和元年度に策定した行動計画に基づき、自殺を防ぐための正しい知識の普及に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う様々なストレスや不安による自殺を予防するため、相談対応、相談先の周知等に努めます。

健康診査事業につきましては、各種健康診査にかかる普及啓発や受診勧奨を強化し、糖尿病をはじめとする生活習慣病の重症化予防に努めます。

また、後期高齢者健康診査においては、保健事業と介護予防の一体的な実施に向けて、フレイル予防に着目した内容で実施します。

◎地域福祉に関する施策

地域福祉につきましては、令和元年度に設置した、福祉・保険に関するワンストップ窓口の特性を生かした住民サービスの向上に努めます。

また、少子高齢化・核家族化の進展により、家族機能や共に支えあう地域機能の維持に向け共助の再構築に努めるとともに、地域福祉の中核を担う社会福祉協議会への支援を行います。

人生100年時代が到来する中、高齢者の経験や知恵は地域にとっての財産です。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営み、安心して暮らすことができるよう、ボランティア等の地域資源を有効かつ効果的に活用します。

単身高齢者や認知症高齢者への支援につきましては、本年度から始まる「第8期余市町高齢者保健福祉計画・余市町介護保険事業計画」に基づき、地域の包括的な支援・サービスを提供する地域包括ケアシステムの充実に努めます。

要支援者につきましては、民生委員の協力のもと継続した情報更新に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、地域ぐるみできめ細やかな見守り活動や緊急時の速やかな支援体制の構築に努めます。

また、権利の擁護や社会問題となっている虐待の防止についても継続して取り組みます。

◎障がい者福祉に関する施策

障がいのある人もない人も、互いに支えあい地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念のもと、住み慣れた地域で自分らしく生活を送ることができる社会を目指した、「余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び余市町障がい児福祉計画」に基づき、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活を送ることができる社会や、やりがいを感じながら、地域でその能力を發揮できるような障がい福祉施策の実現を目指すとともに、発達の遅れや障がいのある子どもに対するサービス提供体制の充実と、北後志母子通園センターを中核とする児童発達支援センター機能の拡充に努めます。

◎交通安全に関する施策

交通安全対策につきましては、「高齢者事故防止」、「飲酒運転根絶」、「スピードダウン」、「シートベルト全席着用」、「自転車安全利用」、「居眠り運転防止」、「デイ・ライト」「ながら運転の根絶」を重点目標とし、交通安全指導員による交通指導をはじめ、町民への啓発などを積極的に実施し、一人ひとりの交通安全意識を高めるとともに、関係機関と連携を図りながら、交通事故防止に努めます。

◎消費者保護に関する施策

生活環境が複雑化する現代社会において、巧妙な悪質商法や特殊詐欺などによるトラブルに巻き込まれるケースも多く、年齢に関係なく幅広い消費者保護に関する取り組みが重要となっています。

このため、消費者被害の未然防止や、消費生活相談の窓口である北後志6市町村で開設している「小樽・北しりべし消費者センター」の活用について、広く町民へ周知を図り、安全・安心な暮らしの確保に努めます。

◎国民年金に関する施策

国民年金事業につきましては、年金に関する各種届出や保険料の免除・猶予申請、受給請求などの手続きについて適切に対応するとともに各種年金制度の周知、相談業務を実施します。

◎環境に関する施策

環境対策につきましては、余市川流域及び町内河川の水質調査や悪臭、騒音などの各種調査・測定を引き続き実施し、地域の環境保全に努めるとともに、地球温暖化対策として、区会防犯灯のLED化促進に向け、更新などにかかる工事費や街灯料に対する助成など、温室効果ガスの削減に向けた取り組みを進めます。

町営斎場につきましては、早期供用開始に向けた取り組みを継続してまいります。

◎一般廃棄物処理に関する施策

一般廃棄物の処理対策につきましては、分別方法等の周知に継続して取り組み、町民の協力のもと、ごみ減量化と資源のリサイクル化に努めるとともに、自らごみステーションまで搬出することが困難な高齢者等に対する支援として、安否確認にもつながる「ふれあい収集」を継続します。

また、公共下水道が整備されていない地域を対象とした、合併処理浄化槽設置に対する助成を引き続き実施します。

◎労働に関する施策

労働対策につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による雇用環境への影響を注視し、各種支援制度の周知に努めるとともに、労働環境の改善、雇用の場の確保等に係る中小企業者等の取り組みに対し、関係機関と連携を図りながら支援に努めます。

また、季節労働者の通年雇用の促進を図るため、通年雇用促進支援事業を推進します。

◎教育・文化芸術活動とスポーツの振興に関する施策

急速に進む人口減少や少子高齢化、国際化の進展、ICT技術の急速な拡大などが社会のさまざまな領域に変化をもたらす中、本町の未来を担う人材を育てるとともに生きがいとゆとりある人生を過ごすための生涯学習への取り組みは重要な政策です。

学校教育につきましては、子どもたちが、基礎・基本となる知識や技能をしっかりと身に付けるとともに、個性や能力を伸ばし、社会や世界に向き合い関わり合うための、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育くむことができるよ

う教育課程に基づいた組織的・継続的な教育活動を推進します。

学校施設につきましては、子どもたちが安全・安心に学ぶことができる教育環境の充実を図るとともに適切な維持管理に努めます。

社会教育につきましては、町民が豊かで潤いのある地域づくりへと進展していく契機となるような学びの場の充実を図り、新たな発想や創造につながる学習機会の提供に努めます。

図書館につきましては、学校図書館やボランティアとの連携を図りながら読書普及活動を推進していくとともに、電子図書館の導入により、利用者サービスの拡充に努めます。

文化財につきましては、地域の歴史や伝統文化を後世に伝えるために、文化財施設の適切な保存と管理を図りながら、郷土の歴史について学び、体験する場として、展示や教育普及活動に努めます。

スポーツの振興につきましては、競技スポーツの振興はもとより、町民が生涯にわたり気軽にスポーツに親しむ環境づくりを進めるとともに、スポーツ関係団体と連携し、町民の健康の維持・増進が効果的に図られるよう努めます。

◎道路に関する施策

国道229号の電線共同溝工事の事業促進について関係機関に要望します。

町道につきましては、橋梁の「長寿命化修繕計画」に基づく補修事業や道路ストック総点検調査事業による補修工事を実施するとともに、計画的な舗装と側溝の整備を進め安全・安心で円滑な通行の確保に努めます。

冬期間における道路維持につきましては、地域の方々の理解と協力をいただきながら、「余市町冬を快適にすごす条例」の趣旨に沿った効果的な除排雪に努めるとともに、除排雪車両機械の計画的な更新を図り、即応体制の確立と機動力の向上に努めます。流融雪溝につきましては、関係機関・団体との連携により万全な維持管理に努めます。

また、後志自動車道小樽ジャンクションのフル化の早期完成や、町道黒川町中通り2号線などの道道昇格による整備を強く要望するとともに、国道5号俱知安余市道路の開通を見据えた市街地道路網の整備について広く関係機関と協議、検討を進めます。

◎河川に関する施策

余市川につきましては、河川^{フゴッベ}の環境保全を、ヌッチ川や畚部川などの治水対

策につきましては、自然環境に配慮した事業の計画的推進を引き続き関係機関に要望します。

町管理河川につきましては、河川愛護組合をはじめ、地域の方々の協力をいただきながら、治水対策や維持管理に努めます。

◎港湾・海岸保全に関する施策

余市港湾につきましては、港湾利用者と協議しながら、維持保全に努めます。

海岸保全事業につきましては、施設の維持管理に努めるとともに、栄町地区の越波、侵食対策についても関係機関に要望します。

◎公園事業に関する施策

都市公園につきましては、町民が安心して利用できるよう、施設の維持管理、安全対策、環境整備に努め、地域の方々のふれあいの場、憩いの場として、利用促進を図ります。

また、老朽化が進んでいる遊具の更新を図るとともに、公園施設の劣化や破損状況の点検・確認を行い、公園利用者の安全・安心の確保に努めます。

◎公営住宅に関する施策

公営住宅につきましては、令和元年度に見直しを行った「余市町公営住宅等長寿命化計画」の実施方針に基づき、適切な維持管理に努めるとともに、共栄団地の屋根・外壁改修工事設計業務及び山田団地屋根改修工事設計業務を実施するとともに、維持修繕を行い快適な住環境の整備に向けた取り組みを進めます。

◎住宅に関する施策

本町への移住・定住を目的とした住宅取得等支援補助金制度を継続するとともに、宅地取引の拡大と住宅建設の増加による町内経済の活性化や定住化に努めます。

また、空家住宅除却費補助制度を継続し、良好な住環境の形成に努めます。

◎まほろばの郷地区に関する施策

まほろばの郷地区につきましては、土地区画整理事業により整備された区域内における宅地の販売促進に向けた支援に努めるとともに、良好な市街地形成

の先導的な役割を果たすエリアとして、既存ストックを活かした地域づくりを進めます。

◎地域公共交通の活性化と再生に関する施策

人口減少、少子高齢化の進展により、公共交通事業を取り巻く環境は厳しさを増し、いわゆる交通弱者の方々への交通手段の確保は重要な課題となっています。

令和元年度に策定した「余市町地域公共交通網形成計画」に基づき、地域に合った効果的・効率的な地域公共交通の確立に向け、持続可能な公共交通網の在り方について検討します。

◎防災に関する施策

防災マネージャーを中心として、地域の防災力の向上を図るべく、スーパー防災都市創造プロジェクト参加自治体などとも協力し、防災の課題整理を行っていきます。また、近年の異常気象が、各地に甚大な被害をもたらしている状況にあることから、災害対策基本法等の法令改正や国の防災基本計画などの見直しを踏まえ、関係機関と密接な連携を図りながら、「余市町地域防災計画」の見直しと防災対策の整備を引き続き進めます。

災害時における情報伝達手段の確保につきましては、最新の技術の状況を踏まえつつ、効果的で効率的な情報伝達手段の整備に向け、引き続き検討を行います。

災害の被害を最小限にとどめるためには、日頃からの災害に対する備えが大切であることから、防災学習会などを通して区会や学校など地域との連携を図るとともに、防災に関する知識の普及啓発を行います。

また、避難所における備品など、防災資機材の整備を計画的に進めるとともに、土砂災害対策につきましては、北海道と連携して土砂災害警戒区域などの早期指定と避難体制の整備を進めます。

原子力防災につきましては、福島第一原子力発電所事故の対応や原子力災害の特殊性を踏まえ、国、北海道、関係市町村と連携し、引き続き必要となる防災対策の整備を進めます。

2. 余市の魅力を確かな価値へ

◎農業に関する施策

強い農業を支える各種施策の展開が重要であることから、余市町農業振興協議会をはじめとする関係会議における協議を重ねながら、新型コロナウイルス感染症収束後の全国の消費需要拡大も見据え、農業の振興を図ります。

まず第一に、今後の果樹の収益性向上を見据え、ぶどうについては、「シャインマスカット」または「ヴィニフェラ種」の「醸造用ぶどう」への改植を奨励していきます。

他の果樹につきましては、「余市町果樹産地構造改革計画」に基づき、優良品種への転換や圃場整備への支援を行い、より一層の安定生産を進めます。

本町の果樹栽培の歴史を築いてきた「りんご」栽培の振興を進め、「醸造用ぶどう」栽培については、世界的に人気の高い品種への更新を促進しながら「ワイン」のブランド化に向けた取り組みを進めます。

野菜につきましては、ハウス栽培による高品質で収益性の高い農作物の安定生産を図るため、栽培施設の資材導入などへの支援を行うとともに、栽培技術の確立と販路拡大などに向けた流通対策の推進に努めます。

安全・安心な農産物の生産につきましては、GAP認証に関する研究を進め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持・増進させ、環境との調和に配慮した安全・安心で品質の高い農産物の安定生産の確立を目指します。

優良農地の確保と保全につきましては、農地保有合理化事業などを活用し、効率的な農用地の利用促進に努めます。

新規就農者の募集や支援につきましては、関係機関で組織する「新規就農活動支援センター」による取り組みを進めるとともに、農業次世代人材投資事業などを活用し、新規就農者の育成に努めます。

農村活性化センターにつきましては、農業学校や各種講座・サークル活動の充実を図るとともに、果樹を利用した体験学習などを通じた都市と農村の交流を進めます。

さらに、「地域おこし協力隊」に農業分野で活躍してもらおう可能性も追求していきます。

また、6次産業化に向けた取り組みの場として、町内農業者による農産物の

加工など、施設の有効活用を図ります。

市民農園につきましては、利用者に対する栽培技術講習会の開催や利用しやすい農園を目指した環境づくりに努め、利用者の拡大を図り、施設の有効活用と適正な維持管理に努めます。

園芸試験場につきましては、研究圃場としての機能向上を図るため、農業者や研究機関の意見を適切に反映させ、新品種の適応試験や栽培技術の研究などの利活用を推進するとともに、各種委託試験の栽培管理を行うなど、有効な調査研究に努めます。

有害鳥獣対策につきましては、北海道猟友会余市支部の協力を得て、カラス・ヒグマ・エゾシカ・キツネの捕獲・駆除を実施するとともに、特定外来生物に指定されているアライグマの駆除についても引き続き実施します。

また、耕作地への有害鳥獣侵入を防止するための電気柵の設置およびアライグマの駆除を目的とした箱罾の購入など、生産者自らが行う自己防衛対策を支援します。

◎林業に関する施策

林業につきましては、国からの森林環境譲与税の有効活用を図るとともに、「余市町森林整備計画」に基づき森林の持つ多面的な機能が十分に発揮されるよう、民有林においては森林整備地域活動支援事業や未来につなぐ森づくり推進事業を継続的に実施し、適切な森林施業の推進と管理に努めます。

また、町有林においては、豊丘水源かん養保安林などの保全と機能の回復を図るため、間伐などの保育事業や野そ駆除事業を計画的に実施し、継続的な町有林の適正管理・森林機能の維持保全に努めます。

◎漁業・水産加工業に関する施策

漁業の振興につきましては、新型コロナウイルス感染症収束後の全国の消費需要拡大も見据えながら、浅海増殖事業、淡水増殖事業とともに、将来的な養殖事業の定着化に向けて二枚貝の養殖試験を支援し、水産業の収益性向上と、資源の持続的な利用の確保に向けた取り組みの強化を図ります。

磯焼け対策につきましては、北海道や中央水産試験場をはじめとした関係機関との連携を密にし、有効な対策の取り組みに努めます。

トド被害防止対策につきましては、「余市町鳥獣被害防止計画」に基づき、余

市郡漁業協同組合が実施する被害防止対策への継続的な支援に努めるとともに、さらなる有効対策の実施を国及び北海道に対して強く要請します。

水産加工業の振興につきましては、各種イベントなどを通して水産加工品のPRに努め、消費拡大とブランド力向上を目指すとともに、多様化する消費者ニーズの把握に努め、関係機関・団体などと情報の共有を図り、商品開発の推進を支援します。

余市フィッシャリーナにつきましては、関係機関と連携し海難事故の防止に努めるとともに、漁業者との十分な調整を図り、利用者へ安全な海洋レクリエーションの提供に努めます。

◎6次産業化に関する施策

6次産業化の推進につきましては、「地元農水産物を活かした加工・販売・流通の一体的つながりによる産業振興」を目指し、関係団体と連携した取り組みを進めます。

また、「余市」という地域ブランドを確立するため、農水産物加工品のPR強化に努めます。

ワインに関する取り組みにつきましては、ワインの基礎知識の普及を図り、ワインへの興味、関心を高め、余市産ぶどうを原料としたワインとワイン産地としての本町の魅力をPRし、ワイン産業のブランド力向上に努めます。

また、ワイン特区やヴィンヤード景観、道内最大の生産量を誇るワインぶどう産地という優位性を活かしたワインツーリズムやPR活動を広域連携で進め、観光振興を含めた6次産業化の推進を図ります。

◎商工業に関する施策

商工業の振興につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による地域経済への影響を注視し、余市商工会議所および中小企業相談所への助成措置を継続し、余市町中小企業振興条例に基づく中小企業者等への融資および保証料助成などの支援とともに、設備投資、商品開発、販路拡大、創業支援等の促進に努め事業の継続、経営基盤安定化を支援します。

商店街の活性化対策としては、空き店舗などを活用した起業支援や既存店舗の改修支援など、余市商工会議所や余市商店街連合会と連携しながら各種支援を実施します。

◎観光に関する施策

観光振興につきましては、コロナ禍の状況を見据え、ウィズコロナ、アフターコロナに向けた観光客誘致と観光事業者への支援、事業活性化の取り組みを一般社団法人余市観光協会と連携して進めます。

また、本町の自然や産業などの観光資源を活用した体験型観光の定着化を図り、交流人口の増加に取り組むとともに、民泊などを活用した滞在型観光の推進や観光入込客数が減少する冬期間の観光推進に向けた取り組みを展開し、年間を通じて魅力ある観光地づくりに努めます。

後志自動車道の開通により、今後も後志のゲートウェイとして、さまざまな開通効果が期待されるところであり、後志圏域町村との連携を強化し、観光消費拡大に向けた取り組みを進めます。

道の駅につきましては、広域観光や産業振興の拠点となる魅力的な道の駅の再編整備に向けて用地の確定および埋蔵文化財の試掘調査等各種調査の実施、さらには道の駅に配置すべき機能に関する具体的な検討を進めます。

観光物産センターにつきましては、指定管理者と連携し、施設のさらなる活用の検討、地場製品のPRや観光情報の提供に努めるとともに、利用しやすい環境づくりに努めます。

農道離着陸場につきましては、スカイスports等の体験型観光やイベントなど、より一層の多面的利用の促進を図ります。

◎ふるさと応援寄附に関する施策

ふるさと納税は有効な財源確保の手段として引き続き積極的に活用していきます。余市町のまちづくりを応援してくださる方々に、より興味と親近感を持っていただけるよう、本町ならではの特産品や体験プログラム等の返礼品の充実を図り、町内経済の活性化につなげていきます。

◎地域おこし協力隊に関する施策

余市町の地域おこし活動を促進するため、自らの能力ややる気で本町の発展に貢献したいとの想いのある都市部の人材を、地域おこし協力隊員として受け入れ、観光や産業振興などの分野で地域の活性化を推進します。

◎地方創生に関する施策

人口減少による地域経済の縮小や地域社会の存続が危ぶまれる中、「第2期余

市町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく各種施策を推進し、本町の強みを生かした産業振興やひとの流れの創出を図り、人口減少の抑制に努めます。

◎宇宙記念館に関する施策

余市宇宙記念館につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みに努め、安全・安心な施設環境のもと、宇宙開発や天体、自然、地球環境などの学習の場として、展示資料や映像資料の展示方法などの改善工夫はもとより、児童生徒を対象にした「おもしろ宇宙教室」などの実験、体験も取り入れた各種講座や教室を実施するとともに、独自の企画による特別展を開催して、特色ある事業展開に努めます。

また、一般観覧期間の終了後は、貸館による施設、設備の有効活用を積極的に推進します。

運営にあたっては、余市宇宙記念館利用促進懇談会を通して、町民や教育関係者の意見や要望を伺いながらの運営に努めます。

3. 共に創るまちへ

◎町民と行政の連携に関する施策

町民との対話のしくみを確立し、区会や余市町民自治推進委員会などを通じ、町民と行政が連携して歩むまちづくりに努めます。

区会や各種ボランティア団体の自主的な活動は、「第4次余市町総合計画」の基本目標の一つであり、「町民と行政が連携して歩むまち」の実現にはなくてはならない大きな「力」として、町民の自主的な活動がさらに活発に展開されるよう、社会福祉協議会とも連携しながら各団体への支援や活動の場の提供に努めます。

また、町職員が地域と行政のパイプ役となる「地域連絡員制度」を活用し、町民と行政がともに協力し合う地域づくりを推進します。

◎情報の共有に関する施策

町民参加のまちづくりを推進していくうえで、情報公開と情報共有は、大変重要です。

情報の発信では、広報よいちの紙面の充実を図るとともに、ホームページや公式LINEを活用し、迅速でわかりやすい情報の発信に努めます。

また、町政への意見・要望の募集やホームページ内のお問合せメール等により、町民の声を聴くとともに、区会を通じた懇談会や各種説明会において、町民との意見交換を図りながら、情報公開の推進と情報の共有に努めます。

◎効果的な広域行政の推進に関する施策

広域行政の推進につきましては、後志自動車道が開通し、広域行政への波及効果も見込まれる中、今後も広域交通体系の整備について、国道5号俱知安余市道路の早期完成、さらには鉄道路線の存続など、関係市町村などと十分協議・連携を図りながら、関係機関に対する積極的な要請活動を推進します。

また、後志総合開発期成会などを通して、広域的な課題解決の取り組みを進めるとともに、北しりべし定住自立圏における市町村間の広域連携や一部事務組合、広域連合などについても効果的・効率的な広域行政を進めます。

◎地域間交流に関する施策

地域間交流につきましては、親善交流都市である福島県会津若松市との歴史

的つながりや地域間の交流事業を浸透させるための取り組みにより、両市町の友好関係の充実を図ります。本年度においては、会津藩士入植150周年を記念した事業を実施することにより、青少年の両市町の歴史学習を通じ郷土への理解を深めます。

また、交流都市である奈良県五條市との交流につきましては、農業実習生受入れや経済交流などの交流事業を進めます。

◎官民協働に関する施策

包括連携協定を締結した民間企業との協働事業や地方創生応援税制による企業からの寄附、また、民間の力を活用しながら課題解決へと導く取り組みを進めます。

また、地域資源や地域特性をさまざまな形で発信・活用した企業誘致活動を進めます。

◎行財政に関する施策

本町の歳入は、約7割が依存財源で占める構造となっており、経常収支比率も高く硬直化している状況から新たな歳入確保に向けた取り組みの強化に努めるとともに、各種補助制度の積極的な活用を図ります。

歳出においても、限られた財源の効率的な配分を図るとともに将来への備えを考慮しながら、今後も引き続き持続可能な財政基盤の確立を念頭に、財政健全化に努めます。

このような財政状況において、重要な自主財源である町税につきましては、適正な申告指導や課税客体の把握を行い、公平・公正な課税に努めるとともに、クレジット納付や口座振替納税、さらには昨年度より対象税目を拡充したコンビニ納付等の納税環境について、利便性の向上と更なる周知に努め、収納率の向上、納期内納付の定着化を推進し確実な財源の確保に努めます。

また、税負担の公平性を確保するため、個別案件の整理・分析に努め、適正な滞納整理を実施するとともに、税外収入についても、コンビニ納付の円滑な運用を進めるなど、収納率向上に努めます。

財政状況につきましては、広報よいちやホームページを活用し、分かりやすい情報の提供に努めます。

◎行政改革に関する施策

将来の人口減少を見据えた中で、高度化・多様化するニーズに的確に対応できる組織体制の構築に取り組むとともに、ICTやDXの先端技術の活用を検討し、行政事務の改革を進めます。

◎職員の資質向上に関する施策

職員は、自治体職員であることを常に自覚し、町民の視点に立ち、公正な立場で誠実に職務を遂行するとともに、コンプライアンスに対する意識向上や自己研さんを図るため、各種研修機会の充実、自己申告制度、人事交流、人事評価制度などによる職員の意識改革に積極的に取り組み、組織の活性化と職員の資質向上に努めます。

特別会計

1. 介護保険特別会計

介護保険制度につきましては、本年度から始まる「第8期余市町高齢者保健福祉計画・余市町介護保険事業計画」に基づき事業運営を行います。

介護を必要とする方やその家族が安心して暮らすことができるよう、自立生活の支援を基本とした効果的・効率的な介護サービスの提供や財源の安定確保を図るなど介護保険事業の円滑な運営に努めます。

また、地域支援事業については、地域包括支援センターや在宅介護支援センターと連携し包括的支援事業を実施することで、地域における支え合い体制の構築や介護予防・日常生活支援総合事業の実施、さらには、介護支援ボランティアポイント事業をはじめ、「地域まるごと元気アッププログラム」や「ふまねっと教室」等の介護予防教室の充実を図り、ウィズコロナを見据えた総合的な介護予防施策の実施に努めるとともに、国の「新オレンジプラン」に基づき、認知症初期集中支援チームによる認知症の早期診断や早期対応など、認知症の方や介護する家族の方などを地域で支えるための各種施策を推進します。

2. 国民健康保険特別会計

国民健康保険制度につきましては、財政運営の責任主体である北海道と市町村が一体となって運営を行っています。

近年、被保険者の高齢化に伴い医療費が増加傾向になるなど、依然として厳しい運営状況となっていますが、北海道と連携を図りながら国民健康保険事業の健全な運営に努めるとともに、引き続き、医療費の適正化と国民健康保険税をはじめとする各種財源の確保に努めます。

3. 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療制度につきましては、北海道内の全市町村で構成する北海道後期高齢者医療広域連合により運営を行っています。

高齢者が安心して必要な医療を受けられるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら制度の円滑な運用と適正な執行に努めます。

4. 公共下水道特別会計

下水道は、都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的として事業の推進を図っています。

本年度の主な事業につきましては、管渠建設工事はもとより、「ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設における設備の更新工事を実施し、下水処理場をはじめ各施設の適正な維持管理に努めます。

また、余市町公共下水道事業における全体計画の見直しによる事業計画の変更ならびに下水道中期ビジョンを見直し、地方公営企業法の適用に向け公営企業会計移行業務に取り組むとともに、前年に引き続き、し尿・浄化槽汚泥を下水処理場にて受入および前処理するための実施設計(詳細)業務を実施します。

今後とも、快適な生活環境の確保と水環境の保全を図り、さらには水洗化率向上に向け未接続の方々に対する公共下水道事業の普及啓発により水洗化の普及促進に努め、自主財源の適正な確保と経営の効率化、安定化を図るとともに、近隣町村との広域化・共同化を図り、下水処理場の有効利用に努めます。

企業会計

水道事業会計

水道は町民の日常生活を維持し、経済活動を支える重要なライフラインであり、安全・安心な水を常に安定的に供給することを基本責務として事業の推進を図っています。

本年度の主な事業につきましては、昨年引き続き震災時に重要な給水施設となる避難所や病院などへの配水管路の耐震化を進めるほか、水道法改正に伴う水道施設台帳の整備を進め、水道施設の強靱化を図ります。

一方、水道事業の経営状況につきましては、人口減少に伴い財政状況は厳しい見込みとなりますが、中長期的な収支計画により水道ビジョンを見直し、経営の効率化に努めます。

今後とも水道事業の基本責務を踏まえ、安全・安心を未来につなぐ水道事業の運営に努めます。

む す び

以上、令和3年度における町政執行の基本的な考えと、その政策の概要を申し上げます。

余市町の将来をしっかりと見据え、その可能性を引き出し、すべての人が「わくわくするよいち」を実感できるようなまちづくりを目指し、職員と一丸となって町政運営に取り組んでまいります。

議会議員各位ならびに町民皆様の特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。